

重要事項説明書
志貴野長生寮デイサービスセンター
【 地域密着型通所介護 】

この「重要事項説明書」は、地域密着型サービスに係る各市町村条例の規定に基づき、地域密着型通所介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会
代表者氏名	理事長 笠島 學
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	富山県高岡市葦附 1239 番地の 27 (〒939-1273) Tel. 0766-36-1200 Fax. 0766-36-1203
法人設立年月日	昭和 58 年 6 月 11 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	志貴野長生寮デイサービスセンター 指定地域密着型通所介護事業所 (平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型通所介護事業所に移行) ※当事業所は、「特別養護老人ホーム 志貴野長生寮」に併設されています。
介護保険指定 事業所番号	平成 19 年 4 月 1 日指定 【事業所番号：1670201589 号】
事業所所在地	富山県高岡市滝新 21 番地 1 (〒939-1254)
連絡先 相談担当者名	Tel. 0766-36-8850 Fax. 0766-36-8177 デイサービスセンター 上坂 真弥
事業所の通常 の事業の実施地域	高岡市 ※地域密着型通所介護事業では、原則として保険者が高岡市の方のみの利用となりますが、砺波市および射水市(旧大門町)の方については、高岡市と当該保険者の間で了解が得られれば利用が可能です。
利用定員	1 日あたり 15 人
併設事業	当事業所では、次の事業を併設して実施しています。 【介護老人福祉施設】 平成 19 年 4 月 1 日指定 富山県 第 1670201597 号 定員 80 人 【短期入所生活介護事業】 平成 19 年 4 月 1 日指定 富山県 第 1670201597 号 定員 5 人 【居宅介護支援事業】 平成 23 年 4 月 1 日指定 富山県 第 1670201845 号

(2) 事業の目的 及び運営の方針

事業の目的	<p>社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会が行う指定通所介護の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所において介護の提供に当たる従業者が、要介護状態にある地域の高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的としています。</p>
運営の方針	<p>①尊厳の保持 命を尊び、人を敬い、一人ひとりが人として尊重されるよう、生活環境およびサービスを提供します。</p> <p>②自立支援 利用者の自立支援を基本とし、一人ひとりの思いに沿って、できることを見守り、必要に応じて補助し、それぞれが望む生活を送れるよう支援します。</p> <p>③家族との連携 家族等との連携を密にし、利用者が「人のつながり」を感じて安心して生活ができる環境づくりを行います。</p> <p>④地域貢献 地域の施設ケアを運営する事業者として、施設と地域のつながりを構築し、地域から信頼される施設となれるよう、地域交流の推進や地域福祉の向上に努めます。</p>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休業日	日曜日, 12月29日～翌年1月3日
サービス提供時間	午前8時30分～午後4時30分
延長サービス	午後4時30分～午後5時30分迄可能

(4) 事業所の職員体制

管理者	施設長 岡嶋 雅弘	
職	職務内容	人員数
管理者	<p>従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている介護サービス実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う</p>	<p>常勤1名 指定介護老人福祉施設志貴野長生寮の管理者と兼務</p>

生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常 勤 1 名
看護職員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助なども行います。	非常勤 1 名
介護職員	地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常 勤 1 名 以上
機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を担当します。	非常勤 1 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1 名 指定介護老人福祉施設志貴野長生寮の管理者と兼務

3 当事業所が提供するサービスと利用料金

（別紙「利用料金表」をご参照ください）

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス内容について

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。（ご利用者の負担割合については、「介護負担割合証」をご確認ください。なお、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所とご利用者で協議したうえで地域密着型通所介護計画に定めます。

サービス区分と種類	サービスの内容
地域密着型通所介護計画の作成	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。 2 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書を利用者に交付します 4 地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、ミキサー食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。 入浴に携わる職員に対し定期的な入浴介助の研修を行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	送迎サービス	通常の事業実施地域においてご自宅と事業所間の送迎を行います。（通常の事業実施地域：高岡市）
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用（食材料費および調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費に係る費用です。（¥570）

② 給付対象以外のレクリエーションなど

ご契約者の希望により、レクリエーションなどに参加していただくことができます。この場合、材料代などの実費をご負担していただく場合があります。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金など、ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担していただきます。

※ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) サービス利用料金及びその支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、月ごとに計算し、当月の分について翌月10日ごろまでに請求いたします。（別紙「利用料金表」をご参照ください。）

お支払いは、原則、当事業所指定の金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。

（支払期日：毎月18～20日ごろの平日、指定金融機関：北陸銀行）

ただし、引き落としを希望されない場合は、当事業所指定口座へのお振込みまたは現金でのお支払いもできます。

（振込手数料は振込人のご負担となります。）

4 利用の中止、変更、追加

(1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止または変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

なお、利用予定日の当日8:30以降に利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の当日8:30までに申し出があった場合	…	取消料は掛かりません
利用予定日の当日8:30までに申し出がなかった場合	…	食費に相当する金額

(2) サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間または日時をご利用者に提示して協議します。

5 契約の終了について

(1) ご契約の有効期間について

ご契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様の扱いとします。

(2) 契約の終了について

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、

事業所との契約は終了します。

- ① ご利用者が亡くなられた場合
- ② 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が「自立」または「要支援」と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合
（詳細は以下 ア. をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合
（詳細は以下 イ. をご参照ください。）

ア. ご利用者からの解約または契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合は、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④ 事業者もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくは従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくは従業者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用などを傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

イ. 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、当事業所より契約解除の申し出を行い、現に当事業所を利用中の場合は、利用を終了し、帰宅していただくことがあります。

- | |
|---|
| <p>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</p> <p>③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業者または従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>④ ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	生活相談員 上坂真弥
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を

行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ 事業所の情報公開活動において、ご利用者の同意を得られた場合、機関紙やホームページなどの媒体にご利用者の情報や写真を掲載します。 ④ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ⑤ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	--

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	---

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 苦情などの受付

(1) 当事業所における苦情などの受付

当事業所のサービスに対する苦情やご要望、ご相談は、以下の窓口で受け付けています。

- 受付担当者 上坂生活相談員
- 受付時間 8:30～17:30（日曜日は除きます。）
- 受付方法
 - ① 口頭による受付（上記職員までお申し出ください。）
 - ② 電話による受付（下記番号までお申し出ください。）
 - ③ 文書による受付（入口に投書箱を設置しています。）
- 電話番号など Tel. 0766-36-8850 Fax. 0766-36-8177

(2) 行政機関の苦情受付窓口

高岡市長寿福祉課

所在地 富山県高岡市広小路 7-50（高岡市役所 2 階）

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

電話番号など Tel. 0766-20-1375 Fax. 0766-20-1364

(3) その他の苦情受付機関

① 富山県福祉サービス運営適正化委員会（富山県社会福祉協議会内）

所在地 富山県富山市安住町 5-21（富山県総合福祉会館 2 階）

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

電話番号など Tel. 076-432-3280 Fax. 076-432-6532

② 富山県国民健康保険団体連合会

所在地 富山県富山市下野豆田 995-3

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

電話番号など Tel. 076-431-9833 Fax. 076-431-9834

1.1 事故発生時の対応

事業所内で事故が発生した場合には以下の手順により対応します。

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに医師などの指示を受け、ご利用者の生命・身体の安全を最優先に必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者のご家族、県、高岡市および保険者（介護保険証を発行している市町村）に連絡し、状況の説明を行います。
- (3) 事故発生記録を「**事故報告書**」に記載するとともに、一連の経過および再発防止策をご利用者、ご家族、県、高岡市および保険者に報告します。

事故対応責任者	岡嶋施設長 および 上坂生活相談員
---------	-------------------

1.2 損害賠償について

当事業所をご利用中に、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 3 サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。
- (2) ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- (3) ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者またはご家族などの請求に応じて、閲覧や複写物の交付について対応します。
- (4) ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

1 4 当事業所ご利用上の留意事項など

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- (1) 施設、設備、敷地は、その本来の用途に従ってご利用ください。
- (2) 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- (3) 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

1 5 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）

生活相談員 上坂真弥

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回）

- (4) (3)の訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 6 衛生管理等

- (1) 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1.7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.8 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

